

七飯町請負工事施工成績評定要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、現在七飯町が請負に付した建設工事（七飯町建設工事執行要領〈昭和62年5月11日施行〉第2条に規定する建設工事をいう。以下同じ。）に係る成績評定（以下「評定」という。）に関し必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって、請負業者の適正な選定及び指導育成に資するとともに工事目的物の質的向上を図ることを目的とする。

(評定の対象)

第 2 条 評定は、一件の契約金額が50万円以上の建設工事について行うものとする。ただし、物件補償、障害物撤去及び解体等、目的物が残らない建設工事については、契約金額にかかわらず評定を省略することができるものとする。

(評定者)

第 3 条 評定を行う者（以下「評定者」という。）は、監督員及び検査員とする。

2 監督員は、当該建設工事において町長が指定する工事監督員とする。

3 検査員は、工事施工に精通した技術者とし、係長職以上にある者とする。

(評定の方法)

第 4 条 評定は、請負工事施工成績評定書（別記第1号様式）、請負工事施工成績評定内訳書（別記第2-1号様式、別記第2-2号様式）に基づき工事毎に行うものとする。

2 評定事項のうち請負工事施工成績評定内訳書10の高度技術・創意工夫・地域社会貢献の評定は、請負業者からの提案により評定することとし、提案様式は別記第3号様式によるものとする。

3 評定は、評定者ごとに独立して的確、かつ公正に行うものとする。特に監督員にあつては当該建設工事を客観的に判断して評定するものとする。

4 第1項に規定する各様式は、インターネットその他の方法により公開するものとする。

(評定の時期)

第 5 条 評定は、監督員にあつては当該建設工事が完成したとき、検査員にあつては当該建設工事の検査を行ったときにそれぞれ行うものとする。

(評定の特例)

第 6 条 乙型方式の共同企業体の評定については、当該共同企業体の各構成員が単独で施工したものとみなして、それぞれの分担工事に対し行うものとする。

2 契約を解除した場合における評定は、次の各号に定めるところによる。

(1) 請負業者の責めに帰すべき理由により契約を解除した場合は、当該解除の時点における工事の出来形等について評定するものとする。ただし、引渡しを受ける必要がある工事の出来形がない場合は、この限りではない。

(2) 町の責めに帰すべき理由により契約を解除した場合は、当該建設工事は評定の対象としないものとする。

(施工ランク)

第 7 条 評定による施工ランク及び施工結果の判断基準は次のとおりとする。

施工ランク 評定採点の標準値 施工結果の判断基準

V 85点以上他の模範となる優秀なもの

IV 80点以上～85点未満標準的工事の中で優秀なもの

III 75点以上～80点未満標準的な施工

II 60点以上～75点未満今後改善すべき事項がある施工

I 60点未満指導又は排除の対象となる施工（排除については通知の日より3回とする。）

(請負業者の指導又は処分若しくは排除)

第 8 条 前条の規定によりランク I の工事を施工した請負業者に対しては、七飯町建設工事入札参加者指名選考委員会（以下「指名選考委員会」という。）の審議を経て、指導又は処分をすることができる。

2 前条の規定によりランク I の工事を施工した請負業者に対しては、通知した日より3回競争入札から排除する。

(評定結果の通知)

第 9 条 町長は、第 4 条に規定する評定の結果について、請負業者に対して別記第 4 号様式により工事受渡し時に通知するものとする。

(評定結果に関する説明)

第 10 条 前条の規定により通知した評定結果について、請負業者は当該結果の通知をした日の翌日から起算して14日以内に、書面により評定の内容について説明を求めることができる。

2 町長は、前項の説明を求められたときは、その内容に応じて評定者から聴取し、指名選考委員会の審議を経て、説明を求められた日の翌日から起算して7日以内に別記第 5 号様式により回答するものとする。

(説明の回答に対する苦情申立て)

第 11 条 前条の規定による説明の回答を受けた請負業者は、回答に不服があるときは、回答を受けた日の翌日から起算して 5 日以内に文書をもって苦情申立てをすることができる。

2 町長は、前項の規定による苦情申立てを受理したときは、指名選考委員会の審議を経て、苦情申し立てを受理した日から 14 日以内に文書で回答するものとする。

(評定結果の公表)

第 12 条 町長は、第 9 条の規定により、評定結果を通知した場合は、閲覧所において遅滞なく公表するものとする。この場合において、公表期間は、公表した日から公表した日の属する年度末までとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 平成 24 年 3 月 31 日までの施工成績評定は、従前の例によるもので評定し、同じくこの要綱（試行）により評定し施行期日からの運用に備えこととする。